**災害相互応援協力協定書**

（目的）

第１条　本協定書は、社会福祉法人○○○○○○（以下「甲」という。）と○○自主防災会（以下「乙」という。）が、火災及びその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の消火や避難等の相互応援協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（応援協力）

第２条　災害等が発生した場合は、甲及び乙において相互に応援を要請するか、または甲及び乙の各自の判断により応援協力に努めるものとする。

２　乙の会員は災害応援協力者（以下「協力員」という）として、甲の災害等の状況に応じて、次の事項について応援協力に努めるものとする。

　⑴　甲に入所・利用している者に対する避難場所及び避難路の確保

　⑵　甲に入所・利用している者に対する避難誘導及び介護援助並びに応急手当

　⑶　避難完了者の安全保護

　⑷　消火器等による初期消火活動

　⑸　その他必要な処置

３　甲は乙の地域で災害が発生した場合、乙の会員等の一時避難場所として甲の施設を開放し、可能な限りの受け入れと救護処置等の協力に努めるものとする。

（指揮系統）

第３条　前条により応援協力するとき、甲の災害等にあっては甲の責任者、乙の災害等にあっては乙の責任者の指揮によるものとし、応援協力に従事する甲の自衛消防隊員及び乙の協力員は、原則として消防隊が現場に到着するまでの間は、それぞれの責任者の指揮下で行動するものとする。

（訓練）

第４条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じて消防訓練等を実施するものとするが、その際には、○○○消防署長に通知した上で実施するものとする。

（経費の負担）

第５条　本協定に基づく活動を行うのに必要な経費は、甲及び乙相互の協議により決定するものとする。

２　この協定に基づく応援協力への従事は無償とする。

（災害補償）

第６条　本協定は、相互の善意に基づくものであり損害の補償は行わない。ただし、協力員が災害等の応援協力に従事、または訓練等に参加し、障害を受けた場合は、甲乙協議の上、法令等に基づいて災害補償を受けるために必要な手続きを行うものとする。

（協議）

第７条　本協定について疑義が生じた場合、または本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各々１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　●●市

社会福祉法人　○○○○○○

理事長　○○　○○

乙　●●市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自主防災会

会長　○○　○○